

福岡財務支局長 殿

福岡市長 高島 宗一郎
(財政局 財産有効活用部 財産活用課)

未利用国有地等における地域の整備計画等に係る意見書

下記 1 の未利用国有地等における地域の整備計画や環境保全等について、下記 2 のとおり意見します。

記

1. 財産の概要等

	所在地	区分	登記地目	面積 (㎡)	備考
1	福岡県福岡市城南区 茶山 3 丁目 34 番 1 外 1 筆	土地	宅地	28,326.74	

2. 地域の整備計画や環境保全等に係る意見

【地域の整備計画】

・当該地の区域は、田島小学校・城南中学校の通学区域であり、城南中学校は現時点で 31 学級以上の過大規模校です。

住宅開発が行われた場合、城南中の過大規模校の継続、田島小学校の過大規模校化の可能性があり、事前に教室を確保するなど、教育環境の整備が必要となるため、毎年の供給戸数に制限（年間 50 戸程度）を付していただきますよう要望いたします。

(教育委員会教育環境部学校計画第 2 課学校計画係)

・当該地においては、「緑豊かでゆとりある良好な市街地環境及び周辺環境と調和したまちなみの形成を図るとともに、将来にわたってこれらの環境を保全すること」を目標とした地区計画を策定しています。そのため、当該地区計画に即した活用を図っていただきますようお願いいたします。

(住宅都市みどり局都市計画課地区計画係)

・開発行為を行う場合には、都市計画法に基づく開発許可が必要となります。

・宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）に基づく宅地造成等工事規制区域に含まれており、一定規模を超える土地の形質の変更を行う場合には、盛土規制法の許可が必要となります。

(住宅都市みどり局開発・盛土指導課盛土指導第 1 係)

・当該地の南側隣接道路（市道友丘茶山線）においては、今後の開発にあわせて道路を拡幅する予定としております。道路拡幅にあたっては、道路上の電柱移設やセットバック部分の整備内容について、開発事業者や関係機関と協議し、整備時期及び整備内容を決定していくため、スケジュール等に関し、担当課との情報共有をお願いいたします。

(城南区地域整備課道路整備係)

【環境保全等】

<生活環境への配慮>

・当該地は、住宅や社会福祉施設に隣接していることから、近隣住民の生活環境への配慮が

必要となります。特に工事の実施にあたっては、騒音規制法、振動規制法等の公害関連法令を遵守するとともに、車両走行も含め、騒音・振動、排気ガス、粉じん、汚濁水の発生を極力抑えた工法・運転に努めてください。

・当該地周辺は道幅が狭い道路となっていることから、運搬車両の通行ルートは近隣住民の利用状況や交通状況などへの影響を考慮し決定してください。

※個々の法令の詳細につきましては、別添1をご参照ください。

<自然環境への配慮>

・当該地は公園に隣接しており、周辺にはため池もあります。当該地周辺には、別添2「自然環境地図」のとおり、鳥類はキビタキ（福岡市環境配慮指針）、昆虫類のベニイトトンボ（環境省 RDB：準絶滅危惧 (NT)）などが確認され、城南区においては希少度が高い鳥類、魚類、植物も確認されています。当該地周辺は、貴重・希少種を含む動植物の生息・生育地や採餌場となっている可能性があるため、工事や降雨により敷地内から汚濁水や土砂等（運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む）が流出しないよう注意してください。

・これら以外に、別添3「福岡市環境配慮指針（一部抜粋）」も参考にしてください。

（環境局環境調整課）

3. 連絡先

部署名：財政局財産有効活用部財産活用課

担 当：中島、栴嶋

T E L：092-711-4579

<土壌汚染対策法関係>

- ・地域の一部において、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されている区画があります。当該区画で土地の形質の変更を行う場合には、土壌汚染対策法第12条第1項に基づき、施工方法等について、土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、市に届出をする必要があります。
- ・また、当該区画以外の地域において土地の形質の変更を行う場合、別添4「土地の形質の変更届出書について」の「1 届出の対象となる面積」に記載されている要件に該当しましたら、土壌汚染対策法第4条第1項に基づき、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、市に届出をする必要があります。届出に必要な書類等については別添4「土地の形質の変更届出書について」をご参照ください。

<大気汚染防止法関係>

- ・既存建築物・工作物の解体等工事を行う場合は、石綿含有建材の有無について事前調査の実施・結果の報告等をお願いします。
- ・吹付け石綿及び石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている建築物等の解体等工事に該当する場合、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、市に届出をする必要があります。
- ・建設工事等に当たって、建設残土の仮置きなどのために、鉱物または土石の堆積場（1000㎡以上の規模）を2ヶ月以上継続して設置する場合は、設置前までに市に届出をする必要があります。
- ・大気汚染防止法の規定に該当するばい煙発生施設等を設置しようとする場合、期日までの事前届出を徹底するようお願いします。

<騒音・振動規制法関係>

- ・騒音・振動等により近隣住民の生活に支障を及ぼさないように十分に配慮するようお願いします。
- ・周辺住民からの苦情に対しては誠意をもって対応するようお願いします。
- ・特定建設作業を実施する場合は 城南区生活環境課に届出を提出し、規制基準を遵守してください。

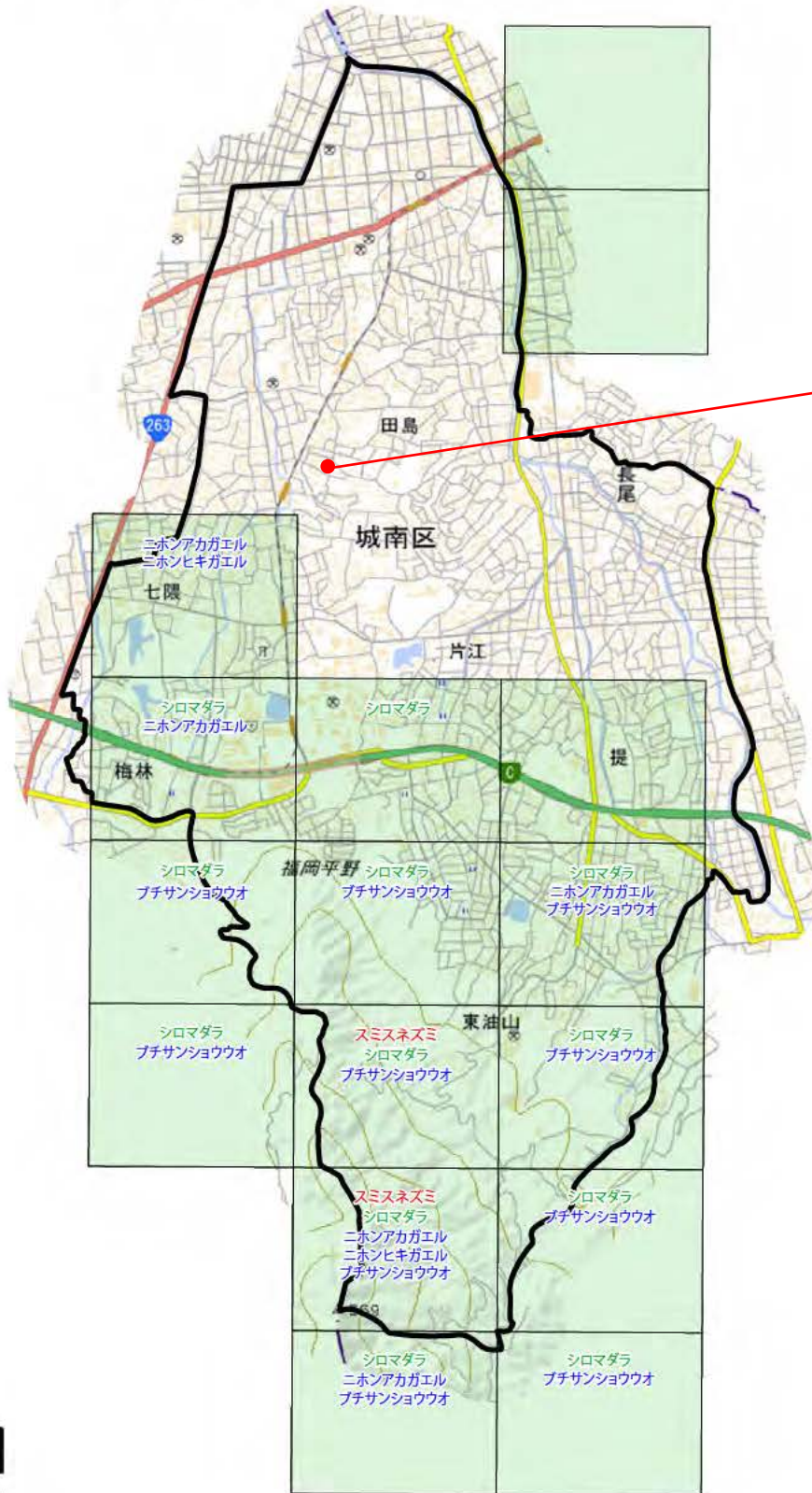
<水質汚濁防止法関係>

- ・工事により発生する濁水等の処理を適切に行うようお願いします。

自然環境情報地図【城南区①】

貴重・希少生物等確認地図

哺乳類・爬虫類・両生類

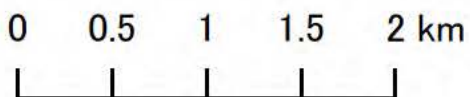
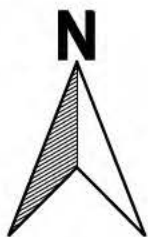


該当地

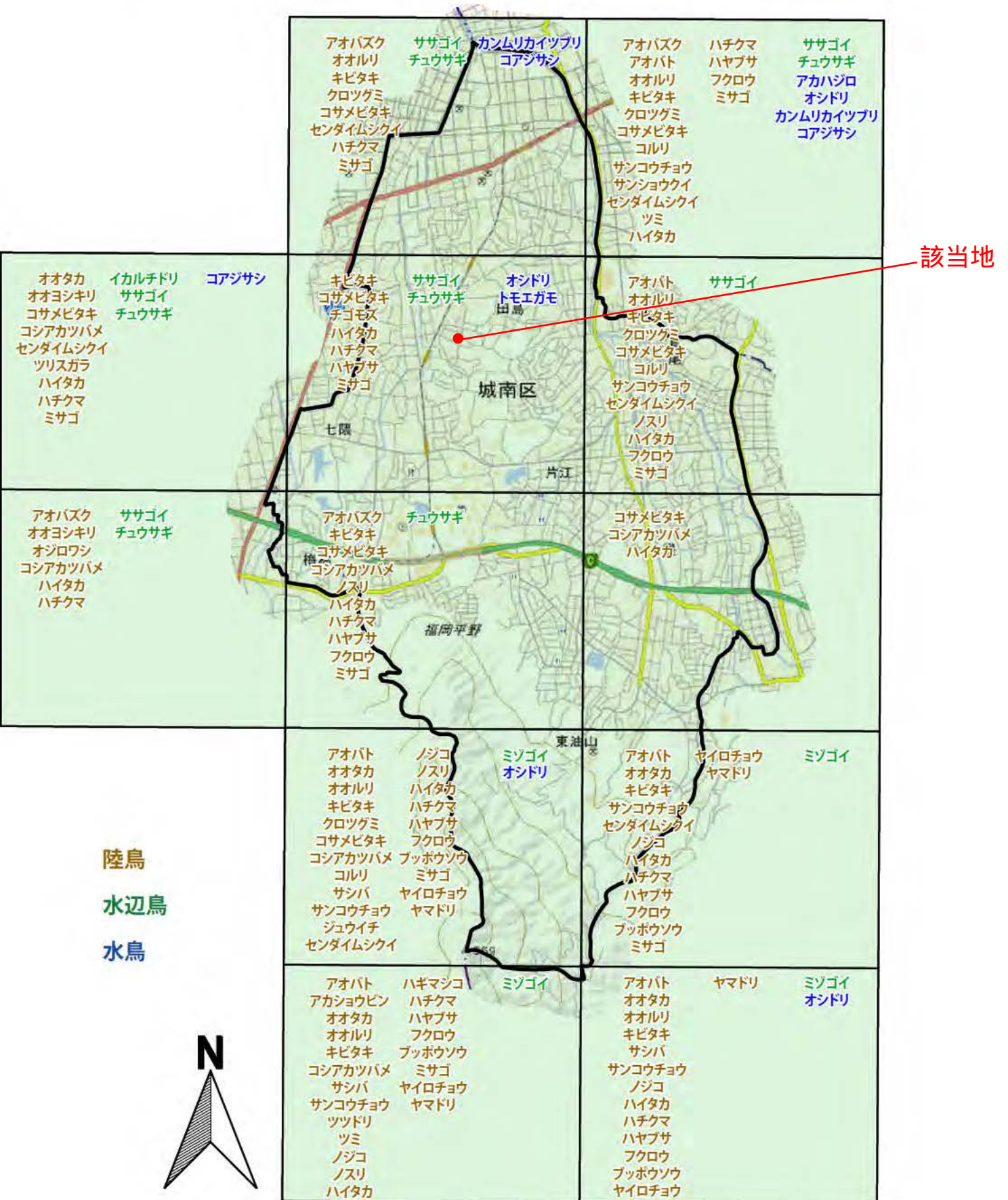
哺乳類

爬虫類

両生類

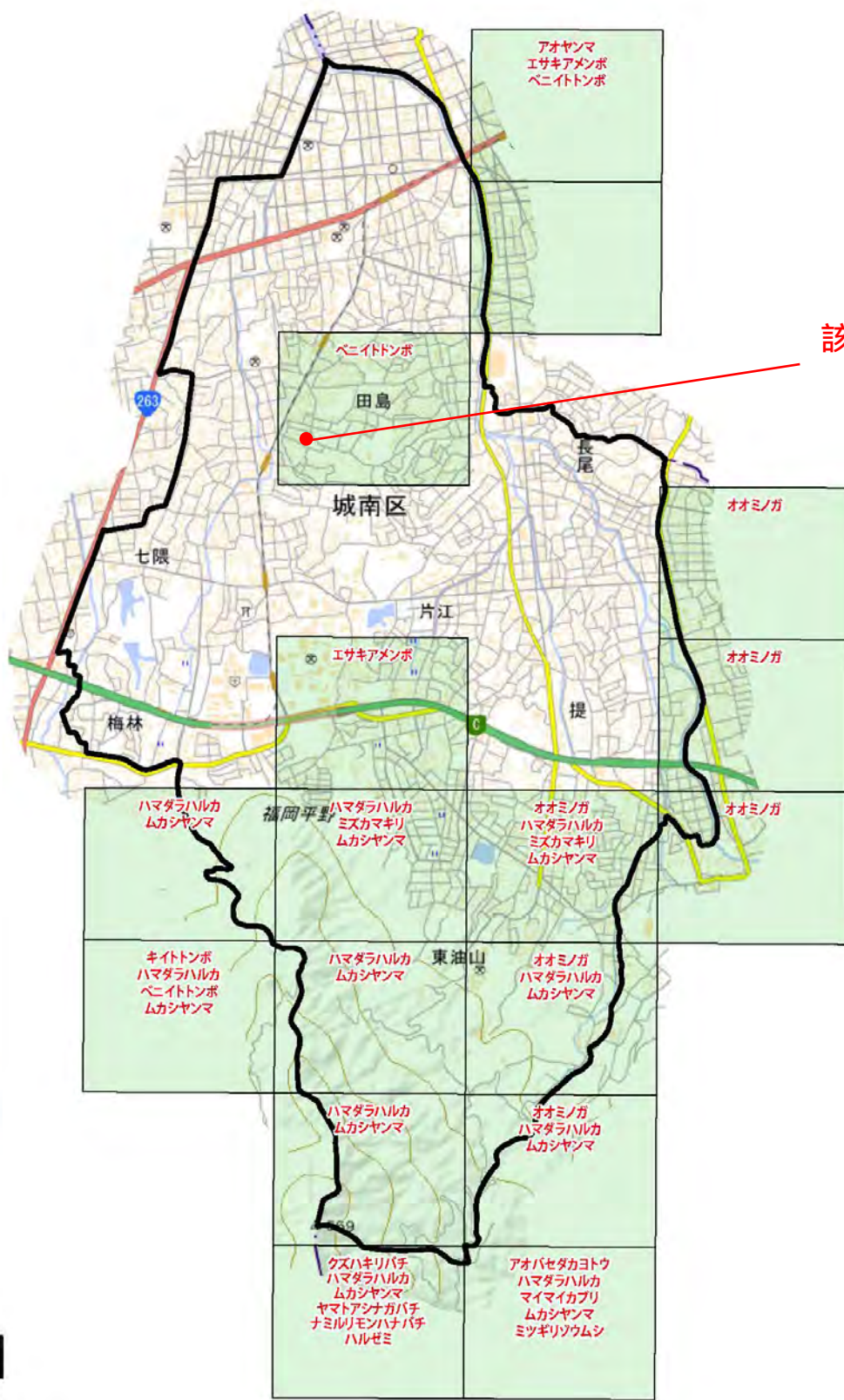


自然環境情報地図【城南区②】 貴重・希少生物等確認地図 鳥類

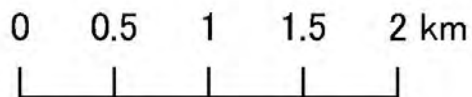
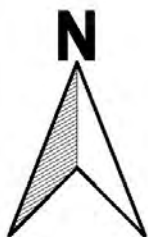


自然環境情報地図【城南区③】
貴重・希少生物等確認地図
昆虫類

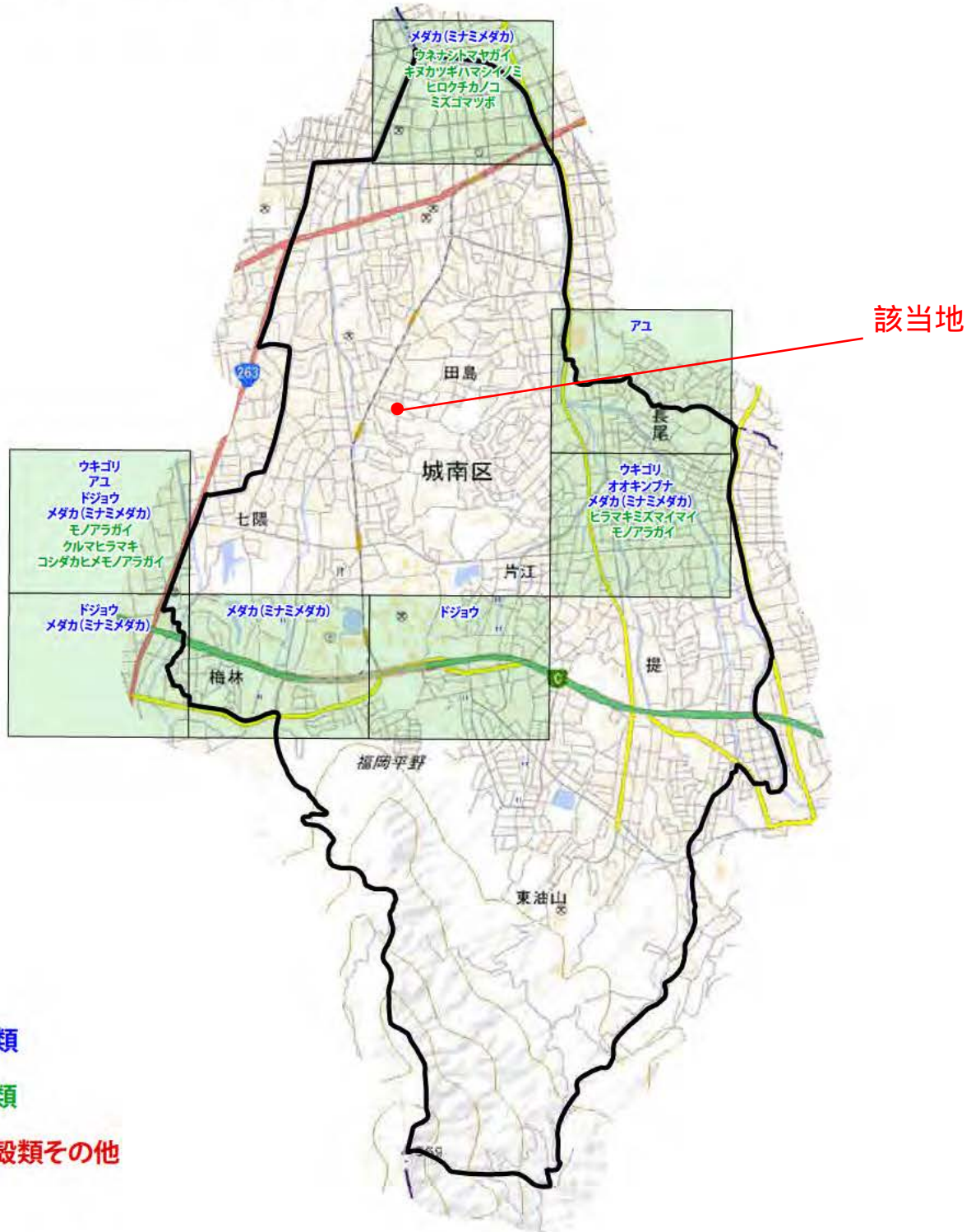
このほかの城南区内で確認されている貴重・希少生物(昆虫類)
ヒメキマダラセセリ, オナガアゲハ, ツマグロキチョウ,
ミズイロオナガシジミ, キリシマミドリシジミ, アカシジミ,
ウラギンヒョウモン



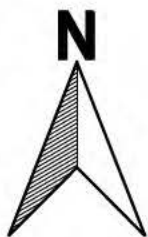
昆虫類



自然環境情報地図【城南区④】
 貴重・希少生物等確認地図
 魚類・貝類・甲殻類その他



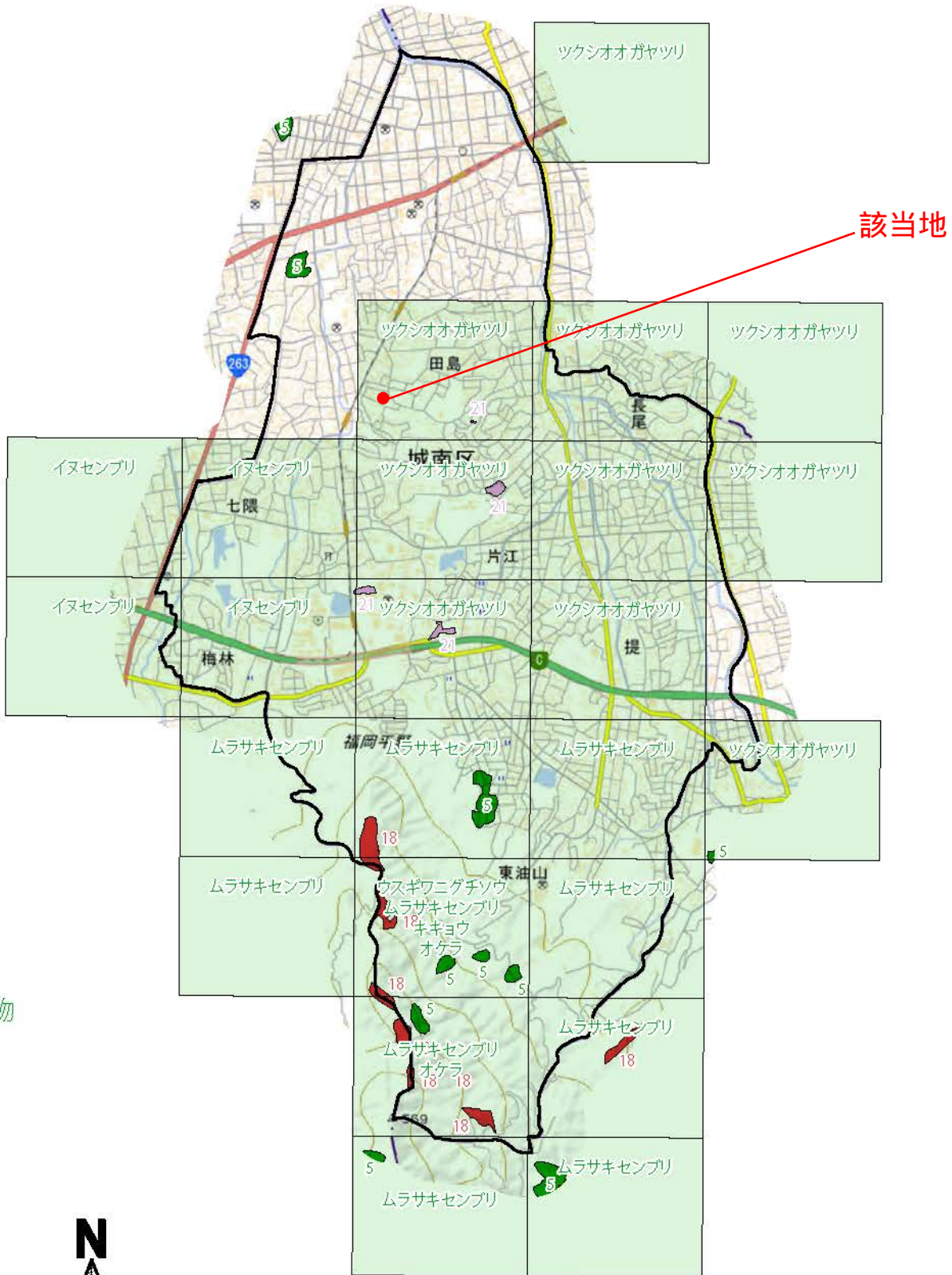
魚類
 貝類
 甲殻類その他



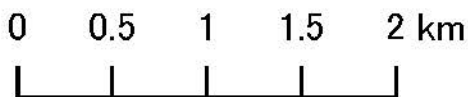
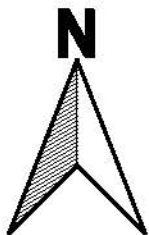
このほかの城南区内で確認されている貴重・希少生物(魚類)
 ニッポンバラタナゴ, ニホンウナギ

自然環境情報地図【城南区⑤】
貴重・希少生物等確認地図
植物・植物群落

このほかの城南区内で確認されている
貴重・希少生物(植物)
キエビネ



植物



凡例	
貴重・希少植物群落	
■ 5	ヤブコウジ・スダジイ群集
■ 18	アカマツ群落(VII)
■ 21	ヨシクラス

環境配慮の取り組み例（住宅整備事業）

住宅整備事業を行っているAさんの会社で、戸建分譲住宅（15戸）の開発を行った際の環境配慮取り組み例です。事業の実施にあたり、環境配慮指針を参考にして様々な環境配慮を行いました。（赤字箇所が環境配慮の例となります。）

1 構想段階

開発場所の候補地は南区の内陸部（市街住宅地域）にあります。Aさんはまずはじめに、環境配慮指針の地域別環境配慮事項と自然環境情報地図を参照して、**環境の特徴を確認しました。**

近辺にはまとまった樹林地や池を有する公園があり、貴重な生物（キビタキ、キイトンボなど）も生息しているようです。周辺住民にも、自然との触れ合いの場としてよく利用されていることが分かりました。

また、この候補地は公共施設の跡地であり、自然的地形や歴史的遺産の改変はありません。これらの**確認結果をふまえ、周辺の自然環境に配慮しながら、この候補地で開発を進めることにしました。**

2 計画段階

Aさんは、事業特性格別環境配慮事項も参考に、設計を進めます。街区全体の計画では、住宅の配置を工夫して、**涼しい風の通り道を作り、太陽の光が住宅に当たりやすくします。**また、貴重・希少生物への配慮のため、周辺にも自生するヤブツバキ、ホルトノキ、カクレミノを庭木に使用するなど、**周辺の緑とつながりを持たせる**ことにしました。

住宅の設計では、廃棄物の削減のために、耐久性の向上など**長寿命化に努めます。**また、温室効果ガスの排出削減のために、太陽熱を空調や給湯に活用する**パッシブソーラーシステムを採用しました。**

3 施工段階

建設工事が始まりました。既存施設の解体では、廃棄物の削減・資源の循環利用のために**分別解体や適正処分を徹底します。**また、周辺の生活環境に配慮するため、**騒音・粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用したり、作業機械等の運行が集中しないように管理しながら**工事を進めました。



4 供用段階

完成した住宅への入居がはじまりました。入居者は、**太陽熱の活用やLED照明の採用**により、省エネルギーで温室効果ガスの排出が少なく、地球環境への負荷が少ない生活を送っています。

また、周辺に生息する貴重な生物も事業実施前と同じように生息が確認されています。

※上記の取り組みはあくまでも例であり、予算や事業の段階によって、できることには幅があります。まずは、できること（環境配慮指針を確認すること）から始めることが大切です。

<お問い合わせ先>

環境局環境管理部環境調整課

TEL 092-733-5389

FAX 092-733-5592

メール k-chosei.EB@city.fukuoka.lg.jp

造成・建設工事、公共工事等の前には 「福岡市環境配慮指針」^{別添3}



福岡市の豊かな自然を守っていくため、造成工事や公共工事等での環境配慮が必要不可欠です。事業検討や工事実施の際に、ぜひ本指針をご活用ください。

福岡市環境局

環境配慮指針の使い方

本指針は、事業の実施による環境影響について、事前に事業者自身で判断いただけるよう、地域の環境情報を提供し、「構想」「計画」「施工」「供用」の事業の各段階で実施すべき配慮事項を示したものです。以下のフロー図を参考に、市街住宅地域や里地里山などの地域特性及び、住宅整備事業や発電所設置事業などの事業特性を確認し、事業の段階にあわせた環境配慮を検討してください。



※このチラシは概要版です。全体版は環境調整課で配布、または市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

福岡市環境配慮指針

検索



事業の段階：

構 想

計 画

施 工

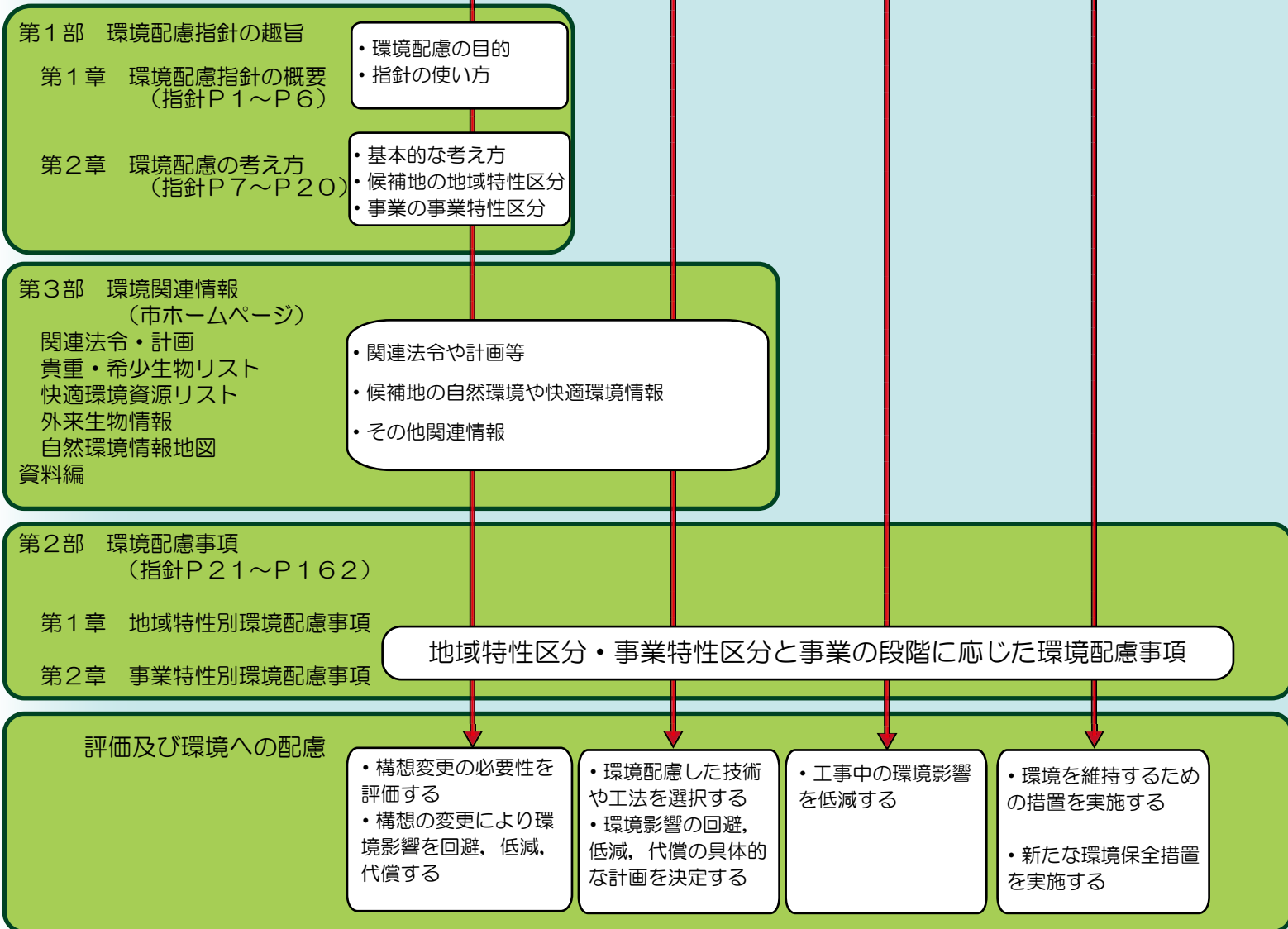
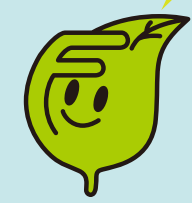
供 用



市内の希少生物情報を掲載（毎年更新）

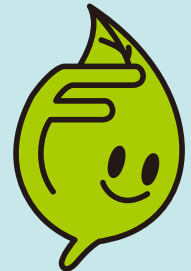


候補地とこの地図とを見比べて、何か希少な生物が生息していないかを確認することから、環境配慮が始まるんだね！



地域特性区分・事業特性区分と事業の段階に応じた環境配慮事項

- ・構想変更の必要性を評価する
・構想の変更により環境影響を回避、低減、代償する
- ・環境配慮した技術や工法を選択する
・環境影響の回避、低減、代償の具体的な計画を決定する
- ・工事中の環境影響を低減する
- ・環境を維持するための措置を実施する
・新たな環境保全措置を実施する



指針に掲載しているチェックリストを活用して、どんな配慮ができるか検討しよう！

環境配慮事項を掲載

A 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
1 構想段階での配慮		
A-1-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 供用後の騒音・振動、排ガス、悪臭などの影響を予測し、周囲への影響を抑えるよう開発場所や施設の配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 周辺地域への日照障害、電波受信、ビル風の影響を予測し、周囲への影響を抑えるよう開発場所や建築物の配置を検討する。
B 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
1 構想段階での配慮		
B-1-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響低減	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の貴重・希少生物の生息・生育情報など自然環境についての情報を収集し、自然環境保全上重要な場所を回避するよう開発場所や配置の検討を行う。
2 計画段階での配慮		
B-2-3	生物の生息・生育環境に連続性を持たせる	<input type="checkbox"/> 在来種による緑化を進め、周辺の緑地とのネットワーク化を図ることによって、生物の生息・生育環境に連続性を持たせるよう努める。
3 施工段階での配慮		
B-3-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 外来種の拡散を防止するため、工事により伐採した草木や残土や適性に処分し、種子等の逸出防止を図る。
4 供用段階での配慮		
B-4-3	生物の生息・生育環境に連続性を持たせる	<input type="checkbox"/> 低木の植込み、石組、食餌木の植栽、刈草・落葉の利用などにより、小動物が生息できる自然を創出する。

「環境保全措置」って・・・？

事業による環境影響を軽減するための保全行為のことです。環境保全措置には、①回避 ②低減 ③代償があり、この順番で、実行可能な範囲において、効果が最大になる方法を検討します。


環境保全措置の例

① 回避	② 低 減			③ 代 償
	最 小 化	修 正 ・ 修 復	軽 減	
行為の全体または一部を実行しないことにより影響を避けます。 例：貴重・希少な生物の生息・生育場所を保全するために、事業の立地対象地を変更する。	行為の実施にあたり、規模や程度を制限して影響を最小化します。 例：山に道路を新設する際、山を切り崩さずトンネルにすることにより、土地の改変量を最小化する。	影響を受けた環境を修復、回復、復元により影響を修正します。 例：住宅地造成で盛土した法面に、在来の植物を植樹する。	行為の実施期間中、保全や維持管理を行うことにより、影響を継続的に軽減または除去します。 例：道路にボックスカルバートを設置し、動物の移動経路を確保する。	代替資源や環境を置き換えて提供して、影響を代償します。 例：事業により消失する水辺環境の代替地としてビオトープを創出する。

「回避」が最も影響がないけど、他の候補地がなければ「低減」や「代償」も考えていかないといけないね！

内陸部(市街住宅地域)の環境配慮の要点

環境配慮の対象とする環境要素	環境配慮の要点
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	排水による水質汚濁，幹線道路沿線での大気汚染，騒音・振動などの公害発生の防止に努めてください。また，ヒートアイランド現象緩和のため風の道を確保するなど，建築物の配置を検討してください。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	周辺緑地や水辺環境との連続性を考慮した緑地整備・管理を行い，生物の生息空間の創出，生態系ネットワークの形成に配慮してください。
人と自然との豊かな触れ合いの確保	山地・丘陵地域から連なる緑のネットワークを分断しないよう緑地や水辺空間の適切な配置に努めてください。
環境への負荷の低減	廃棄物の発生抑制，再使用，再生利用のほか，再生可能エネルギーの利用，省エネルギー施設・燃料電池・雨水利用施設の導入等を検討してください。

地域特性	
●自然的条件	
地形等	福岡市内各区に分布する。 多々良川，御笠川，那珂川，樋井川，七隈川，室見川によって形成された沖積平野の中・下流域に位置する部分と，標高 50m前後の起伏のある小丘陵よりなる。
植生	自然に成立した植生は少ないが，香椎宮などの社叢や福岡城跡，市街地に点在するため池など，起源の古い施設には自然性の高い樹林地や水辺植生が成立する。
生物多様性	<p>内陸部(市街住宅地域)を特徴づける貴重・希少生物は，「起源の古い社叢林やため池」に生息・生育することが多い。</p> <p><内陸部(市街住宅地域)を特徴づける貴重・希少生物></p> <p>植物：ツクシオオガヤツリ [福岡城濠，野間大池等]</p> <p>魚類：メダカ (ミナミメダカ)</p> <p>昆虫類：アカンジミ [南公園]</p> <p>筥崎宮，香椎宮，山王公園，東公園，大濠公園，舞鶴公園，南公園，老松神社，照天神社など，都心に点在する緑地空間は主要な生物の生息・生育環境となっており，その機能を維持するため，これらを核とした緑，水辺のネットワークの形成が望まれる。</p>
	
メダカ (ミナミメダカ)	
●社会的条件	
生活環境	<p>下水道整備が進んでおり，河川への汚濁負荷の流入は減少しているが，河川流量も同様に減少している。</p> <p>室見川，那珂川，多々良川は水道水源として利用されている。</p> <p>幹線道路の沿線では自動車交通による沿道大気汚染，騒音・振動の発生影響が見られる。</p> <p>ヒートアイランド現象が確認されており，海からの風の道を確保するように建物・緑地を配置することなどが期待されている。</p>
景観・歴史	都心部には主要な商業，業務，公共施設が高度に集積しており，活気あふれる都市景観を形成している。

景観・歴史	<p>箱崎、御供所、姪浜などの歴史的な街並みのほか、春吉、西新などでは古くから地域に密着してきた商店街が点在している。</p> <p>六本松、桜坂などでは、多くの場所が風致地区に指定され、人と自然との調和に配慮した住宅地が形成されている。</p> <p>山王公園、東公園、大濠公園、舞鶴公園、南公園、室見川河畔公園、友泉亭公園など、規模の大きな公園が多く、レクリエーションの場として親しまれている。</p>
環境配慮事項	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	
周辺環境への 大気汚染、騒音や振動、車両の走行による渋滞の助長対策	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 沿道に遮音壁を設置する。 <input type="checkbox"/> 道路を低騒音舗装にする。 <input checked="" type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型・省エネルギー型の作業機械を導入する。 <input checked="" type="checkbox"/> 作業に伴う、騒音・振動、排気ガス、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input checked="" type="checkbox"/> 資材等運搬車両、作業機械は、騒音・振動、排気ガス、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 防音パネル・シートを設置し、施工時の騒音の拡散を抑制する。 <input type="checkbox"/> 工事は休日を避けるほか、工事車両の走行は一般車両の多い時間帯を避ける。
大気汚染や水質汚濁などの公害発生の防止	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 適切な作業・防じん対策、アスベスト対策、ダイオキシン類対策を実施する。 <input type="checkbox"/> 路面の改良・補修を適宜実施する。 <input type="checkbox"/> 作業機械は良質燃料を使用し、整備点検を適宜行う。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水を中和処理する。 <input type="checkbox"/> 施設などにおいて、最新の環境保全設備の導入を図り、環境汚染物質の排出を抑制する。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	
生態系への影響の軽減対策	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。 <input type="checkbox"/> 施設周辺や壁面、屋上の緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 濁りの発生が少ない工法を採用するなど、水質を保全する。 <input type="checkbox"/> 自然地形を活かした施設計画など、地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。
貴重・希少生物等の生息・生育環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 周辺緑地や水辺環境との連続性を考慮した緑地整備を行うとともに、植樹のタイプに応じた適切な管理を行い、生物の生息・生育場所としての質の向上を図る。 <input type="checkbox"/> 作業機械による周辺緑地等への立入や踏みつけに注意する。 <input type="checkbox"/> 代替地の創造や移植を行う。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、供用後のモニタリング調査を実施する。
外来生物対策	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 公園樹木、緑化植物は、公園の性格・特性にあった在来植物種を選定し、外来種を避ける。
人と自然との豊かな触れ合いの確保	
人と自然との触れ合いを考慮した施設構造の検討	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 橋脚や護岸、コンクリート施設などの配置やデザインや形状、色彩を工夫する。
環境への負荷の低減	
環境負荷の低減を考慮した計画	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって廃棄物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 <input type="checkbox"/> 解体作業が発生する場合は分別解体に努め、再資源化率の向上を図る。 <input type="checkbox"/> 路床材や舗装骨材、枕木は、極力再生品を調達する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材型枠の使用を削減する。 <input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 工程で発生した廃棄物の再使用、再利用を図る。 <input type="checkbox"/> 雨水利用、中水利用、燃料電池、再生可能エネルギー利用施設の導入など、既存のライフラインに依存しない仕組みを検討する。

【環境配慮事項・参考手法－住宅整備事業】

共通事項		
共通-1	-	<input type="checkbox"/> 開発事業の実施場所や基本構造について複数案による比較検討を行う。
共通-2	-	<input type="checkbox"/> 環境法令・条例を遵守し、福岡市の関連計画・方針・目標との整合を図る。
共通-3	-	<input type="checkbox"/> 環境への配慮を行うための費用を確保する。
共通-4	-	<input type="checkbox"/> 周辺住民への情報提供に努める。
共通-5	-	<input type="checkbox"/> 集合住宅はCASBEE福岡Aランク以上の評価の取得に努める。
共通-6	-	<input type="checkbox"/> 戸建住宅はCASBEE戸建による評価でB+ランク以上の評価を取得することを検討する。
A 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
1 構想段階での配慮		
A-1-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 周辺地域への日照阻害、電波受信、ビル風の影響を予測し、周囲への影響を抑えるよう開発場所や建築物の配置を検討する。
A-1-2	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 貴重な地形、自然的地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。 <input type="checkbox"/> 急傾斜地、地すべり地形などの土砂災害防止の観点から留意すべき地域や起伏量の大きい地域への立地を回避する。 <input type="checkbox"/> 土壌汚染の履歴を調べる。
A-1-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 地域の一体性や地域住民の日常的な交通経路に配慮した開発場所や配置の検討を行う。
2 計画段階での配慮		
A-2-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 周辺地域への日照阻害、電波受信、ビル風の影響を考慮した建築物の配置・形状とする。 <input type="checkbox"/> 道路に面する地域には、緑地帯を設置する設計とする。 <input type="checkbox"/> 道路に面する地域の建物には、騒音対策をとる。 <input type="checkbox"/> 道路構造物などへ光触媒塗料を塗布する等、大気汚染物質の影響低減を検討する。 <input type="checkbox"/> 室内建材には、ホルムアルデヒドなどの有害物質の発生が抑制される素材を採用するとともに適切な換気システムを導入する。 <input type="checkbox"/> 建築物の解体を伴う場合は、アスベストの含有の有無を調査する。
A-2-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 沢や湧水などの地表水や地下水脈を分断しないよう施工場所や構造、工法を工夫する。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透枳、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装などの雨水浸透施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 節水型機器の採用、雑用水の循環利用及び散水利用など、節水・水の循環利用に努める。
A-2-3	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> コンクリート擁壁やブロックの設置により土壌、土砂の浸食や流失、堆積を防ぎ、脆弱な地形の崩壊・改変量を極力少なくする。 <input type="checkbox"/> 土壌汚染が残る場所には、土壌汚染対策法に基づく環境に配慮する手法、工法を検討する。
A-2-4	ヒートアイランド現象の影響軽減	<input type="checkbox"/> 透水性舗装、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、排熱の抑制や保水機能を高める。 <input type="checkbox"/> 屋上緑化の推進、屋根に日射反射率の高い材料を使用する。 <input type="checkbox"/> 街路樹の植樹、路線沿いの緑化などにより、日陰やクールスポットの創出を図る。 <input type="checkbox"/> 海や川からの風の通り道を確保するため、構造物の配置、形状を検討する。
A-2-5	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> ペDESTリアンデッキやボンエルフ道路の設置など、交通流と人の移動路との分離・融和によって歩行者の安全を確保する。
3 施工段階での配慮		
A-3-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input checked="" type="checkbox"/> 騒音・振動、排ガス、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input checked="" type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型の運搬車両・作業機械を導入する。 <input checked="" type="checkbox"/> 運搬車両・作業機械は、騒音・振動、排ガス、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 工事の工程管理により、作業機械、運搬車両の運行台数の集中化を避ける。 <input type="checkbox"/> 土置き場に防じんネット・シート、碎石の敷設や散水を行う。 <input type="checkbox"/> 工事現場内に洗車設備などを設置し、適宜洗車を行う。 <input type="checkbox"/> 防音壁・防音シートの設置、離隔の確保を実施する。 <input type="checkbox"/> 建築物の解体を伴う場合は防じん対策を実施する。 <input type="checkbox"/> アスベストが含まれる建築物の解体を伴う場合は、法令に基づき適切に処理する。
A-3-2	水環境への影響低減	<input checked="" type="checkbox"/> 降雨により土砂等（運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む）が近隣の水路などの公共水域に流出しないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 沈砂池、汚水処理施設（処理槽）などにより濁水・汚水を適正に処理する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水の中和処理を適正に実施する。

A 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
3 施工段階での配慮		
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input checked="" type="checkbox"/> 運搬車両の通行ルートは周辺の土地の利用状況や交通状況、通学、レクリエーション活動などへの影響を考慮して決定する。
4 供用段階での配慮		
A-4-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 道路構造物などへ光触媒塗料を塗布する等、大気汚染物質の影響低減に努める。
A-4-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 雨水浸透柵、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装など、雨水浸透施設を導入する。
B 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
1 構想段階での配慮		
B-1-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の貴重・希少生物の生息・生育情報など自然環境についての情報を収集し、自然環境保全上重要な場所を回避するよう開発場所や配置の検討を行う。
2 計画段階での配慮		
B-2-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 生物の生息・生育地周辺に緩衝緑地帯を設置し、騒音・振動、粉じん、排ガスによる影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 灯具の種類、設置数、位置、光色について検討し、生物への人工光による影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 計画地内の自然環境を保全する地域を予め設定する。 <input type="checkbox"/> 工事用道路の本数や延長・幅員、作業場、資材置き場、土石採取場、土石捨て場の造成面積を極力少なくする。
B-2-2	動物の移動経路の確保、行動習性に配慮した付帯施設の設置	<input type="checkbox"/> ボックスカルバートやパイプカルバート、オーバークリッジなど、構造物に工夫を施し、動物の移動経路を確保する。 <input type="checkbox"/> 立入防止フェンス・ネットなど、動物の行動習性に配慮した侵入防止施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 這い出し口の付いた側溝や集水柵など、小動物の行動習性に配慮した付帯施設を設置する。
B-2-3	生物の生息・生育環境に連続性を持たせる	<input type="checkbox"/> 在来種による緑化を進め、周辺の緑地とのネットワーク化を図ることによって、生物の生息・生育環境に連続性を持たせるよう努める。
B-2-4	貴重・希少生物の保存	<input type="checkbox"/> 貴重・希少生物への影響の可能性が考えられる場合は、専門家の意見を参考に影響の低減措置(代替地の創造や移植)を講ずる。
B-2-5	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 緑化樹種を選定する際には“生態系被害防止外来種リスト”などを確認の上選定する。
3 施工段階での配慮		
B-3-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖期及び冬眠時期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 <input checked="" type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が流出しないように配慮し、近隣の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 樹木の段階的な伐採、林縁を保護する植栽などを行い、周辺樹林地の乾燥化や樹木の風倒を防ぐ。
B-3-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 外来種の拡散を防止するため、工事により伐採した草木や残土は適正に処分し、種子等の逸出防止を図る。
4 供用段階での配慮		
B-4-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 病害虫駆除や除草のための農薬散布は適量と適切な手法で実施する。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、専門家の助言を得て、必要な期間モニタリングを実施する。 <input type="checkbox"/> 施設周辺の樹木・植え込みは、各樹木の特性、生育環境に応じた管理を行う。 <input type="checkbox"/> 生物への人工光による影響を軽減するため、灯具の種類、設置数、位置、光色を変更する。
B-4-2	動物の移動経路の確保、行動習性に配慮した付帯施設の設置	<input type="checkbox"/> 動物の立入防止フェンス・ネットなどを設置する。 <input type="checkbox"/> 側溝や集水柵に小動物の這い出し口を設置する。
B-4-3	生物の生息・生育環境に連続性を持たせる	<input type="checkbox"/> 低木の植込み、石組、食餌木の植栽、刈草・落葉の利用などにより、小動物が生息できる自然を創出する。
B-4-4	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。
C 人と自然との豊かな触れ合いの確保		
1 構想段階での配慮		
C-1-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の景観資源についての情報を収集し、重要な景観資源の改変を回避するよう開発場所や施設の配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 無電柱化・電線類地中化を推進する。
C-1-2	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地などを回避した開発場所の検討を行う。

C 人と自然との豊かな触れ合いの確保		
2 計画段階での配慮		
C-2-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 周辺の景観資源やその眺望点などを把握し、景観を阻害しないように建築物や工作物のデザインや形状、色彩、配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 在来の樹木・草本により、雑木林・野原などの里地の景観を形成する。 <input type="checkbox"/> 総合設計制度など、都市計画に係る多様な制度を活用して、建築物周辺のオープンスペースを確保する。
C-2-2	人と自然との触れ合いの確保	<input type="checkbox"/> 緑化された歩行者道路やポケットパーク、公開空地などを整備する。
C-2-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的な遺産や街並みなどの保全に配慮した計画とする。
3 施工段階での配慮		
C-3-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 工事現場の仮設防護壁や防音パネルに景観デザイン(ペイント、写真など)を導入し、周辺景観との調和に配慮する。
4 供用段階での配慮		
C-4-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 法面や擁壁を緑化する。 <input type="checkbox"/> 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 施設周辺の緑化や壁面緑化、生け垣の設置を行う。 <input type="checkbox"/> 無電柱化・電線類地中化を推進する。 <input type="checkbox"/> 自然素材を使用したり、自然的構造物を設置する。 <input type="checkbox"/> 公開空地や建築物の外周・壁面・屋上に多層的な緑化をすることでうるおいを創出する。
C-4-2	人と自然との触れ合いの確保	<input type="checkbox"/> 自然への関心を深めるために、生息・生育する生物に関する案内板を設置する。
D 環境への負荷の低減		
2 計画段階での配慮		
D-2-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 耐久性向上の構造・工法の採用など、長寿命化に努める。
D-2-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを利用した設備を導入する。 <input type="checkbox"/> エネルギー消費量やCO ₂ 排出量などを分かりやすく表示するシステムを導入する。 <input type="checkbox"/> 照明にはLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を採用する。 <input type="checkbox"/> パンプソーラーシステムなどでの自然エネルギーの利用や雨水・中水利用システムを導入する。 <input type="checkbox"/> ルーバー、高機能窓ガラス、樹木の利用などにより、日射の調整を図るよう努める。 <input type="checkbox"/> 施設を断熱構造化するなど、冷暖房に係るエネルギーの消費量の削減を図る。 <input type="checkbox"/> 地域レベルのエネルギーマネジメントシステムや再生可能エネルギーの集中導入などに対応するスマートグリッドを導入する。 <input type="checkbox"/> コージェネレーション設備(エネファームなど)を導入する。 <input type="checkbox"/> ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)として建設する。 <input type="checkbox"/> LCCM(ライフサイクル・カーボン・マイナス)住宅として建設する。 <input type="checkbox"/> 駐車場などに電気自動車用充電設備を設置する。 <input type="checkbox"/> 次世代自動車を利用したカーシェアリングシステムを導入する。 <input type="checkbox"/> 十分な広さの駐輪場を確保する。
3 施工段階での配慮		
D-3-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で活用する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材のコンクリート型枠への使用抑制、型枠の効率的な使用に努める。 <input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫(建設資材のプレカットなど)や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって建設副産物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 建設発生木材や廃アスファルトなどの建設廃棄物の再資源化を促進する。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 <input type="checkbox"/> 解体・取り壊し工事においては分別解体に努める。
D-3-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の作業機械、運搬車両の導入に努め、無駄なアイドリングを控える。 <input type="checkbox"/> 建設資材や設備などの確保に際してはグリーン購入に努める。
4 供用段階での配慮		
D-4-1	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを利用した設備を導入する。 <input type="checkbox"/> 照明にLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を導入する。 <input type="checkbox"/> 照明の調整や、空調の温度設定など、省エネ運用・管理を行う。

土地の形質の変更届出書について

一定規模以上の土地の形質を変更しようとする者は、土壤汚染対策法（以下、「法」という。）第4条第1項に基づき、**土地の形質の変更に着手する日の30日前までに**、市に届出をする必要があります。届出された土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがある場合は、市が土地所有者等に対して土壤汚染状況調査を命令します。

なお、ここでいう「着手する日」とは、**土地の形質の変更そのものに着手する日**のことをい、土壤を扱わない建物部分の解体作業等は含みません。

（参考）届出日算出方法

届出日	1日目	2日目	・・・	29日目	30日目	着手日
4月1日	4月2日	4月3日	・・・	4月30日	5月1日	5月2日
中 30 日						

1 届出の対象となる面積

次のいずれかが対象となります（次頁「届出が必要な事例について」参照）。

- ① 掘削部分と盛土部分を合計した面積が **3,000 m²以上**となる形質変更
- ② 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地及び法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地等については、掘削部分と盛土部分を合計した面積が **900 m²以上**となる形質変更
 - ※ 有害物質使用特定施設とは、水質汚濁防止法及び下水道法に基づく特定施設のうち、土壤汚染対策法における特定有害物質を使用している施設です。
 - ※ 法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地とは、使用を廃止した有害物質使用特定施設のうち、土壤汚染状況調査の義務が一時的免除されている土地です。当該土地において形質変更の届出がなされた場合は、調査命令を発出します。

【注意点】

- ・ 土地の形質の変更とは、土地の掘削や盛土等を行う行為です。
 - ・ 掘削後に盛土をして、掘削前と同じ地盤高にする場合であっても、土地の形質の変更に該当し、その範囲は「掘削」として計上します。
 - ・ 道路等について、原地盤に影響を及ぼさない行為（例えば、原地盤の上部に路盤材が敷かれており、その上にあるアスファルト舗装のみを張り替える工事）は、土地の形質の変更には該当しません（形質変更面積から除外）。
 - ・ 掘削土壌の一時的な仮置きについて、シートや鉄板で養生をして地面と接触しないように仮置きした場合でも、その範囲は「盛土」に該当します。
 - ・ 過去に届出を行ったことがある土地であっても、土地の形質の変更の都度、届出が必要です。
 - ・ 形質変更を行う土地が同一の敷地に存在しない場合でも、同一の事業計画※に該当する場合は、面積を合算してください。
- ※ 環境省通知において、「土地の形質の変更が行われる部分が同一の敷地に存在することを必ずしも要せず、土壤汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえれば、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近似性、実施主体等を総合的に判断し、当該個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して3,000 m²以上（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等にあつては900 m²以上）となる場合には、まとめて一の土地の形質の変更の行為とみて、当該届出の対象とすることが望ましい」とされています（平成31年3月1日付環水大土発第1903015号 改正令和4年3月24日付環水大土発第2202212号）。

【届出対象外】 以下のいずれかに該当する場合に限り、届出は不要です。

- ア) 盛土のみの土地の形質の変更
- イ) 形質変更対象地（以下、「対象地」という。）の全てにおいて掘削深度が最大50cm未満であつて、対象地の外へ土壌の搬出を行わず、かつ、土壌の飛散または流出を伴わないもの
- ウ) 農業を営むために通常行われる行為で対象地の外へ土壌の搬出を行わないもの
- エ) 林業の用に供する作業路網の整備で対象地の外へ土壌の搬出を行わないもの
- オ) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

2 届出者及び届出先

- ・届出者：「土地の形質の変更をしようとする者」が行います。
土地を借りて開発行為等を行う場合には開発業者等が届出を行います。工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施工に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なりますが、一般的には発注者が届出を行うものと考えられます。
- ・届出先：対象地が福岡市内であれば「福岡市 環境局 環境保全課」が窓口です。

3 届出に必要な書類

- ① 「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六）」
- ② 土地の形質の変更の場所に関する地番、土地所有者一覧表（対象地が複数の地番の場合）
- ③ 土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面
 - ・位置図（対象地の範囲が明確に分かるもの）
 - ・平面図（掘削部分と盛土部分を明示し、各々の面積を記載した図面）
 - ・立面図・断面図（最大掘削深度とその場所を明示してください。）※複数年事業の場合、届出書及び位置図等に事業全体の土地の形質変更範囲及び面積の概要が分かるように記載してください。
- ④ 形質の変更の対象となる土地の公図及び登記事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの）
※ 公図には、土地の形質の変更範囲を明示してください。
- ⑤ 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合は、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面（例：登記事項証明書、土地の売買契約書、工事請負契約書、同意書（※）等）
（※）土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（令和4年環境省令第6号）の施行前に添付することとされていた「同意書」についても、土地の所有者等の所在が明らかとなる内容が記載されているのであれば「当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」として取り扱います。

【注意点】

届出者が土地の所有者等でない場合にあっては、「当該届出をすること」及び「法第4条第3項の命令が発出される可能性」について、届出者から土地の所有者等に対して届出前に十分な説明を行うようお願いいたします。

⑤に関する参考（令和4年7月1日改正の土壤汚染対策法に関するQ&Aより抜粋）

Q(質問の概要)	A(質問に対する回答)
登記事項証明書における土地の所有者と実際の土地の所有者が異なる場合、「土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」として法第4条第1項の届出にどのような書類を添付すべきか。	例えば、実際の土地の所有者による当該土地の固定資産税の支払いを証明する書類の添付等が想定される。
土地の所有者の死亡により相続人が土地の所有権を有している場合、「土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」として法第4条第1項の届出にどのような書類を添付すべきか。	戸籍謄本及び住民票の写しなど相続人であることを証する書類を添付することにより運用されたい。

4 法第4条第2項に基づく調査結果の提出

法第4条第1項の届出の際、併せて同条第2項に基づき調査結果を提出することができます。なお、法第4条第1項の届出者が当該土地の所有者等でない場合に当該調査結果を提出する際は、土地の汚染状況について調査及び報告することについて、当該土地の所有者等の全員が同意する旨の同意書（様式任意）の添付が必要となります。

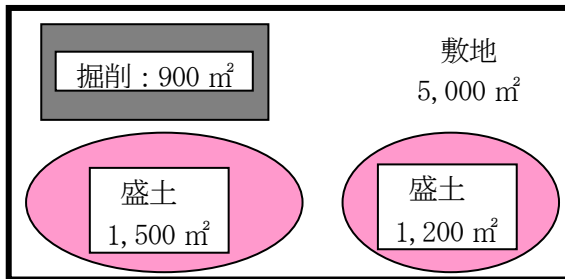
5 届出が必要な事例

【例1】 5,000 m²の敷地のうち、3,200 m²の形質の変更（全て掘削）を行う場合



形質の変更面積（掘削）3,200 m²（ $\geq 3,000$ m²）

【例2】 5,000 m²の敷地のうち、3,600 m²の形質の変更（掘削900 m²、盛土2,700 m²）を行う場合



形質の変更面積（掘削） 900 m² (<3,000 m²)

形質の変更面積（盛土） 2,700 m² (<3,000 m²)

形質の変更面積（合計） 3,600 m²（ $\geq 3,000$ m²）

【例3】 道路整備事業など長期間に渡って形質の変更を実施する場合

全事業予定地：4,000 m²



①形質の変更面積（掘削） 2,500 m² (<3,000 m²)

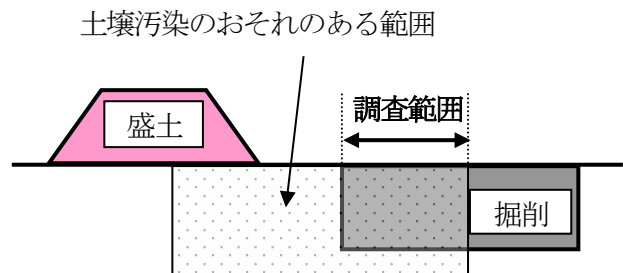
②形質の変更面積（掘削） 1,500 m² (<3,000 m²)

形質の変更面積（合計） 4,000 m²（ $\geq 3,000$ m²）

※ この場合、①の形質変更に着手する30日前までに①の部分の届出を行い、別途、②の形質変更に着手する30日前までに②の部分の届出を行ってください。

6 土壤汚染状況調査の範囲について

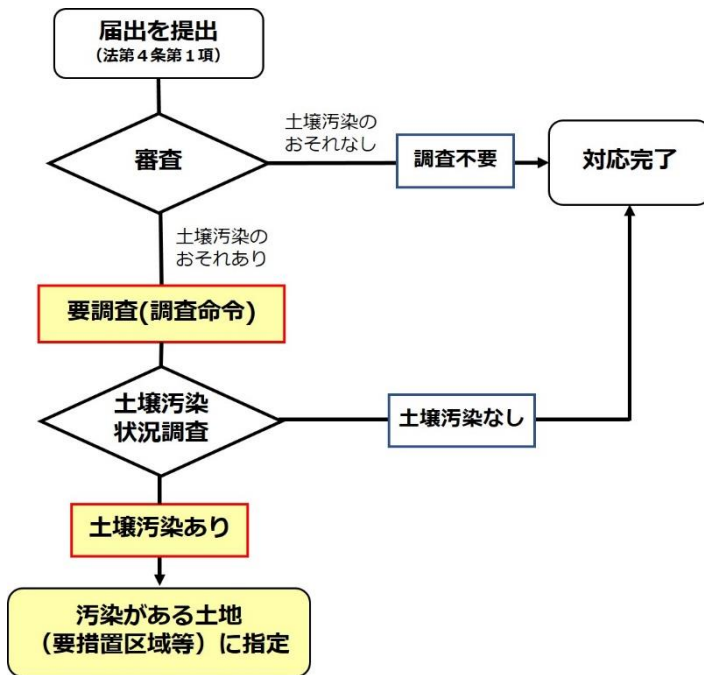
調査命令の対象となるのは、形質の変更を行う土地のうち、掘削部分であって、かつ土壤汚染のおそれのある範囲に該当する土地です。



7 届出書等記入例

P5～P8 のとおり

8 届出後の流れ



土壤汚染のおそれの基準（規則第26条）
（審査の基準）

- ① 土壤の特定有害物質による汚染状態が基準に適合しないことが明らかである土地
- ② 特定有害物質（を含む固体・液体）が埋められ、飛散・流出・地下に浸透した土地
- ③ 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場・事業場の敷地である（であった）土地
- ④ 特定有害物質（を含む固体・液体）をその施設において貯蔵・保管する施設に係る工場・事業場の敷地である（であった）土地
- ⑤ ②から④までに掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が基準に適合しないおそれがある土地

- ※ 調査命令が発出された場合、土壤汚染状況調査を実施し、その結果を福岡市に報告する必要があります。
- ※ 土壤汚染状況調査結果の審査が完了するまで土地の形質変更をすることができないため、事業の進捗に大きな遅れ（数か月以上）が生じる可能性があります。なお、調査の結果汚染が判明した場合は、その状況に応じて土地の形質の変更に制限がかかります。
- ※ 法に基づく土壤汚染状況調査が不要と判断された場合でも、当該土地に土壤汚染が存在しないことが保証されるものではありません。

<お問い合わせ先>

福岡市 環境局 環境保全課 水質・土壤係

（〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号（本庁舎13階））

電話：092-733-5386

電子メール：k-hozen.EB@city.fukuoka.lg.jp

様式第六(第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係)

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

届出日の
日付を記載してください。

福岡市長殿

届出者が法人である場合は所在地、法人名及び代表名、個人である場合は住所、個人名を記入してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

法第3条第1項ただし書きを受けた土地における900m²以上の形質の変更では、第3条第7項になります。

届出者

福岡市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇製造
代表取締役 〇〇 〇〇

第3条第7項
第4条第1項
土壤汚染対策法の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更が行われる開発事業敷地全体の土地の所在地を記入します。地番表示は全ての地番を記入してください。道、無番地等の場合も記載をお願いします。多数の地番があり、全てを記入できない場合には、代表の地番を記入し、残りの筆数を「外△筆」と記入してください。その場合は、筆一覧を別紙として添付してください。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地

(住居表示) 〇〇区〇町〇
(地番) 〇〇区〇町〇
△番△、同番△

本届出で実際に土地の形質の変更を行う土地の所在地を記入します。また、添付図面にその位置を明示します。地番の一部である場合は、「〠の一部」を記載ください。

地番) 〇〇区〇町〇
同番〇の一部
詳細は別紙() のとおり*

土地の形質の変更の場所

土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ

〇〇〇〇.〇m²
(うち掘削部分の面積 〇〇〇〇.〇m²)
形質変更に係る部分の深さ 〇m
詳細は別紙() のとおり*

届出日から30日以降で、最初に土地の形質の変更を行う日を記入します。

形質変更の最も深い深度を記入します。

土地の形質の変更の着手予定日

〇〇年〇〇月〇〇日

法第3条第1項の
ただし書の確認を
受けた土地において
法第3条第7項
の規定による土地
の形質の変更をする
場合

工場又は事業場の
名称
工場又は事業場の
敷地であった
土地の所在地

分割して提出する場合は、全体面積と今回提出面積がわかるように記載します。

(例)全体面積 〇〇〇〇.〇m²
今回提出面積 〇〇〇〇.〇m²(うち掘削部分の面積 〇〇.〇m²)

現に有害物質使用
特定施設等が設置
されている工場又は
事業場の敷地にお
いて法第4条第1
項の規定による
土地の形質の変
更をする場合

有害物質使用特定
施設が設置されて
いる工場又は事業
場の名称
有害物質使用特定
施設の種類の
有害物質使用特定
施設の設置場所

株式会社〇〇製造 福岡工場

稼働中の工場等において900m²以上の形質の変更を行う場合は記載ください。3000m²以上の形質の変更の場合は、この欄は記載不要です。斜線を引いてください。

65 酸又はアルカリによる表面処理施設
71の5 トリクロロエレン、テトラクロロエレン又はジクロロメタンによる洗浄施設

〇〇区〇町〇丁目△番△

特定有害物質の
種類

鉛及びその化合物
トリクロロエチレン及びその分解生成物

※土地の形質の変更の場所が多数の地番となる場合には、「詳細は別紙() のとおり」と付記し、土地の地番、面積及び所有者等を記載した一覧表を別紙として添付してください。(記入例参照)

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4と
2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名
人(個人)にあっては、その代表者)が署名することができる。

土地の形質の変更の場所が複数の地番になる場合には、以下に示すような一覧表を作成し、別紙として添付してください。

別紙○

該当する項目にチェックを付けてください。

土地の形質の変更の場所に関する地番、土地所有者一覧表

No.	所在地（地番）		地目	土地所有者の住所及び氏名 （登記簿）	形質変更する範囲は 所在地（地番）の	
					全部	一部
1	〇〇区〇〇町 〇丁目	〇〇番 1	宅地	福岡市△△区△△町△丁目△番△号 株式会社〇〇〇製造	✓	
2		〇〇番 2	宅地	福岡市△△区△△町△丁目△番△号 株式会社〇〇〇製造	✓	
3		〇〇番 3	山林	福岡市△△区△△町△丁目△番△号 株式会社〇〇〇製造		✓
4		〇〇番 4	山林	福岡市△△区△△町△丁目△番△号 〇〇〇〇 福岡市□□区□□町□丁目□番□号 □□□□ 福岡市××区××町×丁目×番×号 ××××	✓	
5	〇〇区××町 □丁目	△△番 1	公衆用道路	福岡市		✓
6		△△番 2	公衆用道路	福岡市		✓
7		△△番 3	公衆用道路	国土交通省		✓
8	〇〇区〇〇町 △丁目	××番 1	田	...	✓	
9		××番 2	田	...	✓	
10		××番 3	田	...	✓	

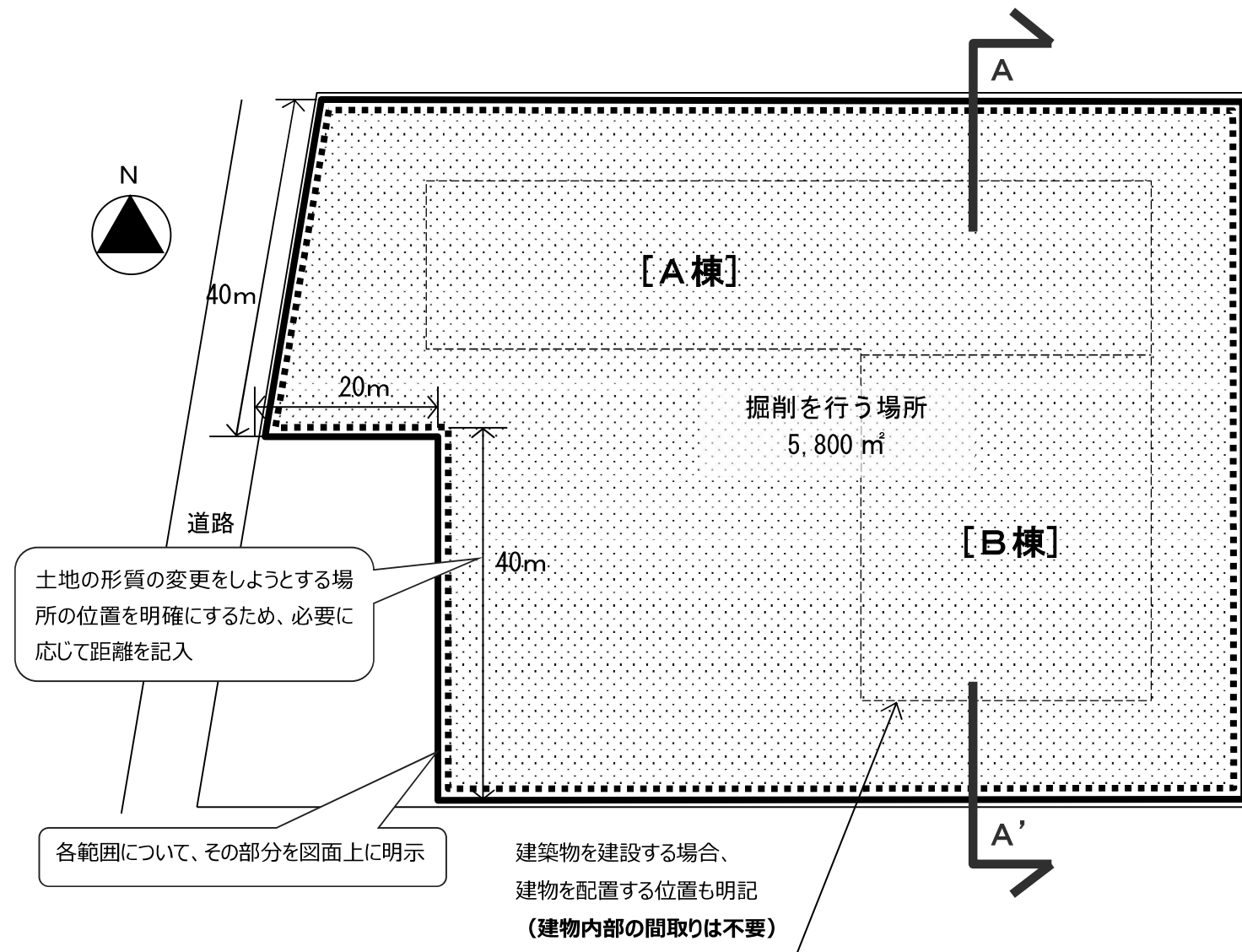
※記載内容は、〇〇年〇月〇日取得の土地登記簿による。

例1

※掘削部分のみの場合

添付図面

土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（平面図）



凡例及び面積

全体敷地

面積
5,800 m²

土地の形質の変更をしようとする場所

面積
5,800 m²

うち掘削を行う場所

面積
5,800 m²

「土地の形質の変更をしようとする部分の場所（面積）」、「掘削部分の場所（面積）」は必ず記載

建物配置計画

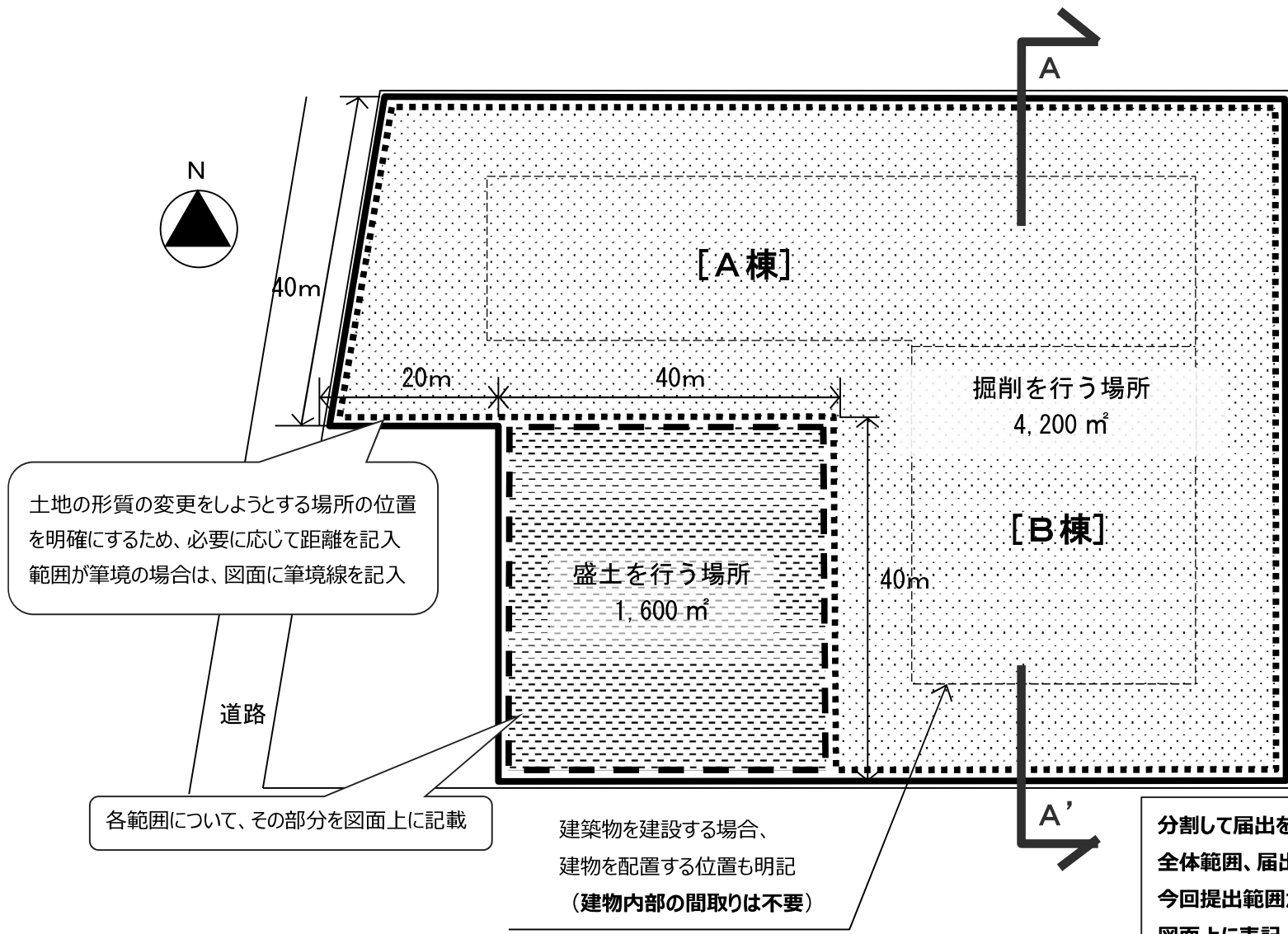


分割して届出を行う場合は、全体範囲、届出済範囲及び今回提出範囲が分かるよう図面上に表記すること

※掘削部分と盛土部分が混在する場合

添付図面

土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（平面図）



凡例及び面積

- 全体敷地
面積 5,800 m²
- 土地の形質の変更をしようとする場所
面積 5,800 m²
- うち掘削を行う場所
面積 4,200 m²
- うち盛土を行う場所
面積 1,600 m²

「土地の形質の変更をしようとする場所(面積)」、
「掘削の場所(面積)」、
「盛土の場所(面積)」は
必ず記載



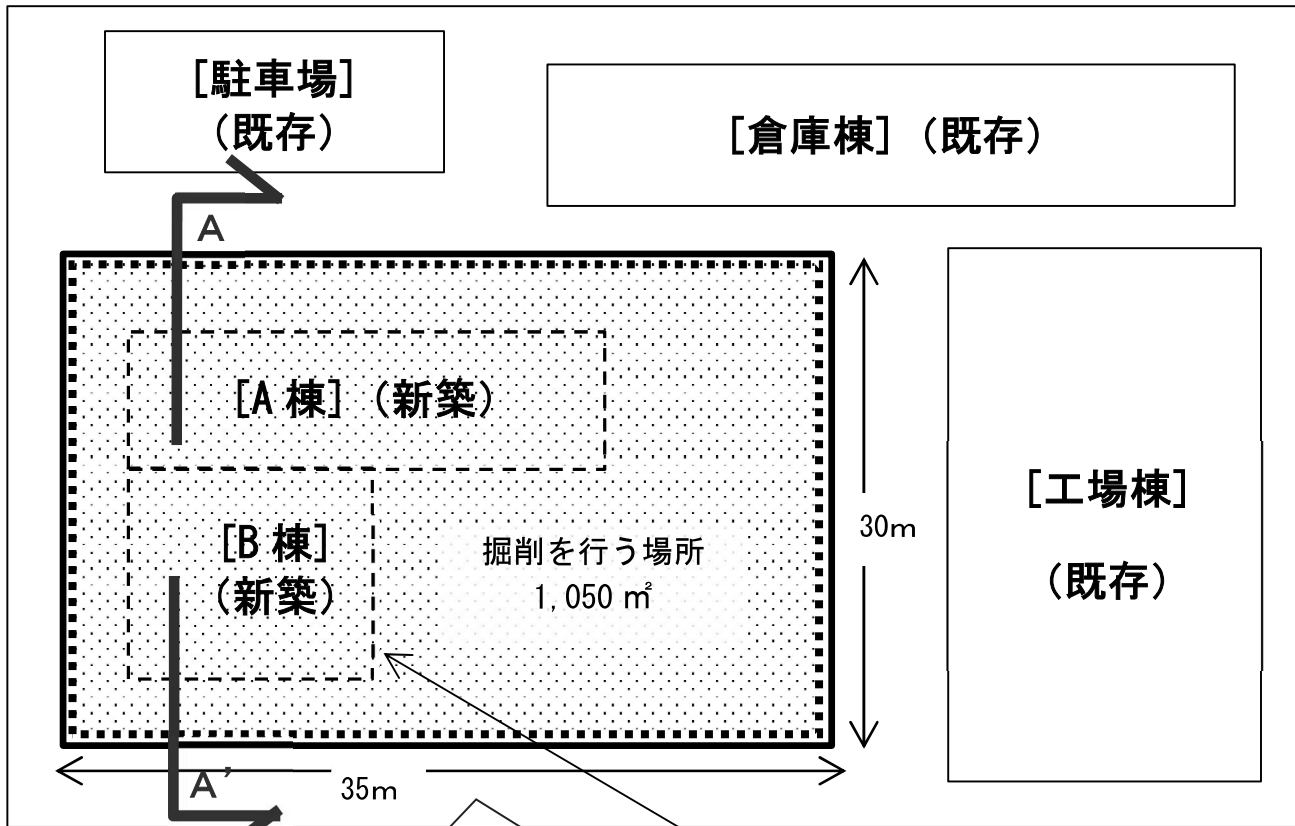
例3

※ 有害物質使用特定施設等が設置されている工場・事業場において 900 m²以上の改変を行う場合

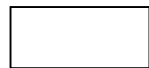
添付図面




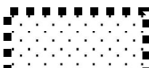
土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（平面図）



凡例及び面積

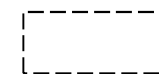
全体敷地
 面積 2,800 m²

土地の形質の変更をしようとする場所
 面積 1,050 m²

うち掘削を行う場所
 面積 1,050 m²

「土地の形質の変更をしようとする場所（面積）」、「掘削の場所（面積）」は必ず記載

建物配置計画



土地の形質の変更をしようとする場所の位置を明確にするため、必要に応じて距離を記入
 なお、範囲が筆境の場合は、図面に筆境線を記入

建築物を建設する場合、
 建物を配置する位置も明記。
 （建物内部の間取りは不要）

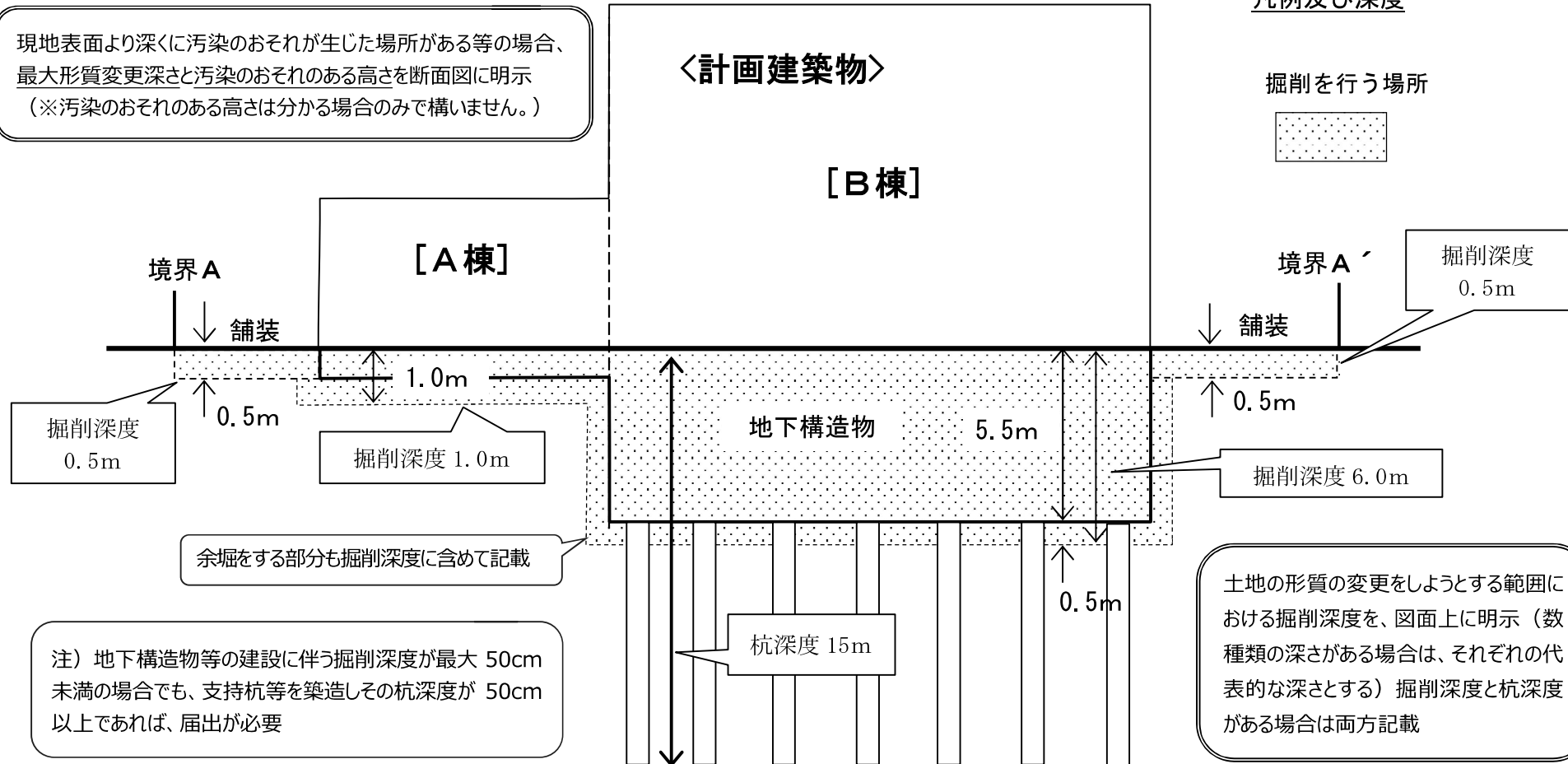
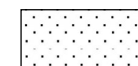
土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（立面図・断面図）

A-A' 断面

現地表面より深くに汚染のおそれが生じた場所がある等の場合、最大形質変更深さと汚染のおそれのある高さを断面図に明示（※汚染のおそれのある高さは分かる場合のみで構いません。）

凡例及び深度

掘削を行う場所



余堀をする部分も掘削深度に含めて記載

注) 地下構造物等の建設に伴う掘削深度が最大 50cm 未満の場合でも、支持杭等を築造しその杭深度が 50cm 以上であれば、届出が必要

土地の形質の変更をしようとする範囲における掘削深度を、図面上に明示（数種類の深さがある場合は、それぞれの代表的な深さとする）掘削深度と杭深度がある場合は両方記載